

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、折口地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）折口地区）を行うことについて平成23年5月25日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成23年6月14日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成23年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造